

令和5年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和5年3月14日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 河野 龍二 | 副委員 長 | 八木 亮三 |
| 委員 | 西田 健 | 委員 | 浦川 圭一 |
| 委員 | 中村 美穂 | 委員 | 竹中 悟 |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|-------|--------|-----|--------|
| 議事課 長 | 福本 美也子 | 係 長 | 江口 美和子 |
|-------|--------|-----|--------|

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(土木管理課)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 課 長 | 山崎 禎三 | 課長補佐 | 田中 廣幸 |
| 課長補佐 | 久原 和彦 | 係 長 | 伊藤 央 |
| 主 査 | 山田 傑 | 主 査 | 川田 陽介 |

(都市計画課)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 課 長 | 前田 将範 | 課長補佐 | 中嶋 敏純 |
| 課長補佐 | 山本 公司 | 主 査 | 吉村 尚倫 |
| 主 任 | 久保 竜太 | | |

(産業振興課)

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 課 長 | 荒木 隆 | 課長補佐 | 畑中 隆徳 |
| 係 長 | 山口 亮 | 係 長 | 島 典明 |

本日の委員会に付した案件

議案第14号 令和5年度長与町一般会計予算

開会 9時27分

閉会 14時21分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和5年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算の建設産業部のところの件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

皆さまおはようございます。それでは令和5年度長与町一般会計予算の産業振興課所管分についてご説明申し上げます。まず予算書でございます。9ページをお開きください。第3表地方債の上から3行目です。畑地帯総合整備事業が産業振興課の所管分です。内容は後ほど説明書にてご説明を申し上げます。それでは説明書の方にまいります。まずは歳入です。10、11ページをお開きください。2款3項1目1節森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき私有林人工林の面積、林業就業者数、人口で案分し譲与されるものでございます。次に22、23ページをお開きください。15款1項3目1節農業費負担金の中山間地域等直接支払交付金は、木場、大越、塩床、馬込一本松の4地区におきまして中山間地域の耕作放棄地発生防止対策に取り組みられておりますけれども、これに対する国、県の交付分でございます。その下の多面的機能支払交付金も同様に三根、横道の2地区で実施されております農地の維持、保全と、農道・水路等の維持管理に係るものでございます。次に24、25ページをお開きください。15款2項4目1節農業費補助金でございます。上から3行目の中山間地域等直接支払市町村推進事業補助金、その次のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、その下の経営所得安定対策等推進事業費補助金、1つ飛ばしまして、新規就農者育成総合対策事業補助金の4項目でございます。それぞれ歳出6款の農業振興費に充当する県補助金でございます。同じページの2節林業費補助金、ながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、南部森林組合職員の福利厚生費補助金に対する県の負担分でございます。続きまして28、29ページをお開きください。15款3項3目1節保健衛生費委託金の上から3行目、市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）、同じくその下の4目農林水産業費委託金、その次の5目商工費委託金の市町村権限移譲等交付金です。いずれも県からの委託金となっております。同じページ、16款1項2目1節利子及び配当金の一番下になりますけれども、森林環境譲与税基金運用収入は存目計上でございます。次に32、33ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入の1行目、小規模企業振興資金預託金元利回収金と、3行目の小規模企業創業支援資金預託金元利回収金は、年度当初に町内3つの銀行に預託を行っておりまして、その額の3倍を限度として中小事業者への資金貸付を行うものでございます。次に34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入でございます。上から4行目、ふれあい農園使用

料は町内6カ所の農園の使用料、9行目、火災保険料27万9,000円のうち、6,000円がまんてんの火災保険料となっております。次に36、37ページ、一番上でございます。長崎縣市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち、長与川まつり開催と長与シーサイドマルシェなど、町のPR事業に対する助成金300万円が産業振興課の所管分でございます。同じページの21款1項2目1節農業債の水利施設等保全高度化事業充当起債は、岡地区におけます基盤整備事業負担金に係る充当起債でございます。歳入は以上でございます。

続きまして歳出にまいります。72、73ページをお開きください。2款2項1目税務総務費でございます。産業振興課の所管分としましては、ふるさと長与応援寄附金関係の経費でございます。令和5年度の寄付見込額を1億2,500万円と想定しまして、それぞれ必要な経費を計上しております。まず7節報償費ですが、ふるさと納税の返礼品費として寄付に対する返礼品の経費を計上しております。昨年度までは消耗品費に計上しておりましたけれども、報償費として経理すべき返礼品も出てきておりますのでこの節に統一するものでございます。8節旅費の普通旅費のうち4,000円が産業振興課の所管分、また、需用費の消耗品費のうち44万8,000円、印刷製本費が産業振興課所管分です。次の11節役務費の広告料は、ふるさと納税のポータルサイトにおいて長与町のPRを行うもの、通信運搬費は主に返礼品の送料でございます。ふるさと納税サイト利用料は、ふるさと納税ポータルサイトの利用料およびクレジット決済などの利用料でございます。12節委託料、ふるさと納税業務委託料は、寄付の申し込みから返礼品の発送まで、一連業務の一括代行に係る経費でございます。続きまして132、133ページをお開きください。5款1項3目労働諸費でございます。主なものとして18節の高年齢者就業機会確保事業費補助金は、長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金でございます。国の補助金額を基本としまして、来年度からは長与・時津両町での案分の割合を、50%を均等割、25%を60歳以上の人口割、残る25%を会員割として、両町で案分して補助を行うこととしております。次に134、135ページでございます。6款1項2目農業総務費です。主なものとしましては、1節から4節までは職員と会計年度任用職員の人件費、7節報償費は実行組合長の報償費です。それから溜池管理謝礼ということで、町内7カ所の防災重点ため池における管理人への謝礼でございます。次に136、137ページをお開きください。同じく3目の農業振興費でございます。主なものとしまして、12節委託料の1行目、測量設計委託料、それから14節工事請負費の一部、それから16節公有財産購入費につきましては、三根地区の水路の改修に係るものでございます。ニュータウン側の丘陵から県道長崎多良見線、JR高架下をくぐって長与川に流れる古い水路があるんですけども、流末付近がL字クランクの形状になっておりまして、その壁面が、経年劣化と当初に比べて流量、流速が増大しているということで崩壊をしたために改修を行うための必要な経費を計上しております。次に15節原材料費の有害鳥獣対策事業原材料代は、イノシシ等の有害鳥獣によ

る生活環境被害を防止するための資材貸与に係るものでございます。18節につきましては、新規や内容等に変更があったものについてご説明いたします。次のページをお開きください。下から6行目、基盤整備事業負担金は岡地区における県の基盤整備事業に係る負担金で、区画整理および農業用排水施設の整備によって土地利用の合理化、農業経営の効率化、生産性の向上を図るものでございます。壁の方に位置図をお示ししておりますけれども、左側が総合グラウンドですね。そこから山手側ということで前田川内地区になります。上から姥懐地区、次が穴岩地区、次が長尾谷地区ということでこの3つ合わせまして約11ヘクタール、負担割合は国が55%、県27.5%、町が10%、地元が7.5%となっております。国の事業が採択されれば、次年度は測量設計等が行われる予定となっております。次に下から2行目のグリーン・ツーリズム推進事業補助金は、体験事業の受け入れに当たりまして必要となる資機材等の準備に係る経費を支援するものでございます。本年度は7団体が受け入れをスタートいたしまして、次年度は新たに3団体の参加を見込み予算を計上しております。それから一番下の新規就農者育成総合対策事業補助金は、49歳以下の認定新規就農者に対しまして、資金面や機械のリース等に係る経費を支援する国、県からの補助金でございます。同じページの4目畜産業費は8節旅費のほか、18節で長崎県畜産協会負担金を計上しております。次に142、143ページをお開きください。6款2項1目林業総務費でございます。8節の旅費、10節需用費は経常的経費でございます。12節委託料の森林経営管理制度実施業務委託料は、これまで一部の地区におきまして森林所有者への今後の経営管理の意向調査や現地調査、それを踏まえた集積計画の策定を行ってまいりましたが、これに基づく保育伐採を行うものでございます。また、別の地区についても意向調査、現地調査、集積計画の策定に伴う必要な経費を併せて計上しております。本事業は森林環境譲与税の充当事業でございます。18節負担金、補助及び交付金の1行目、長崎県治山林道協会負担金は県事業で行っております岡郷大迫地区の緊急治山事業、丸田谷・皆前地区の治山事業に伴う負担金でございます。3行目、ながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、南部森林組合の担い手に係る社会保険料等を、南部森林組合、県、県内6市町で案分し、歳入の県負担分を合わせて森林組合へ補助するものでございます。一番下の森林・山村多面的機能発揮対策負担金は、里山林の保全管理を行う組織へ活動費の補助を行う国の事業でございます。次年度から3カ年にわたりまして、長崎もり活研究会を実施主体として、長与町岡郷の山林0.2ヘクタール、竹林0.3ヘクタールにおいて、里山林の保全や竹林の整備を計画し申請をされる予定となっております。24節積立金の森林環境譲与税基金積立金は、令和5年度に実施する業務の委託料を差し引き譲与税の残り分を基金へ積み立てるものでございます。同じページ、6款3項1目の水産振興費です。主なものは18節4行目、水産多面的機能発揮対策負担金は、大村湾の長与浦再生活動として漁場環境を改善するための海底耕耘、アオサの除去、客土、モニタリングなどと、大村湾沿岸9市町合同での広域による環境保全活動に対する補助金を計上しております。

その下の種苗放流事業補助金、次のページ上から2行目の漁場改善事業補助金は、ナマコの放流や藻場の再生、イカ柴設置に対する補助で、水質浄化や育てる漁業への取り組みを支援するものでございます。同じページの7款1項1目商工振興費でございます。8節旅費、普通旅費のうち2万6,000円、それから10節需用費の消耗品のうち1万円、そのほか食糧費、電気使用料が産業振興課所管分でございます。また、12節委託料の商店街活性化委託料は、中央商店街等のにぎわい創出を目的としまして、八反田公園、長与中央橋へのイルミネーションの取り付け委託料でございます。18節につきましては主に西そのぎ商工会への補助金で、商工会を通して町内商工業者の支援を行うものでございます。5行目の商工会組織支援事業補助金は、組織強化と財政基盤の強化により会員サービスの向上を図ることを目的として、運営補助を行っております。下から5行目の長与町地域商業活性化事業補助金は、中央商店街のチャレンジショップにおけるトライアル店舗の運営費等に対する補助金でございます。一番下のデジタルツールを活用した情報発信事業補助金は、これまで複数存在したツールの一元化を図るとともに、事業所やイベントの効果的な情報発信、双方向のコミュニケーション機能を構築するものでございます。このほか同じ補助金の中の下から7行目、長与町工場等設置奨励金は、町内産業の振興と雇用の増大を図るため、町内に土地を所有し工場等を新設または増設するものに対して、条例に基づき初期投資を軽減するための奨励金を交付するものでございます。来年度は、令和3年5月に開業しました長崎北徳洲会病院を予定しております。20節貸付金でございます。こちらが小規模企業の振興と創業双方に対して、運転資金や設備の投資資金として融資を行うことを目的としております。次に146、147ページをお開きください。7款1項2目観光費の主なものにつきましては、18節1行目の長与川まつりの補助金は、長与川まつり実行委員会への運営補助でございます。5行目の長与シーサイドマルシェ補助金も同様に実行委員会への補助金で、町内商業の振興と交流人口の拡大を目的として運営支援を行うものでございます。一番下の大村湾観光活性化事業補助金は、大村湾や周辺の地域資源を最大限に活用しまして、交流人口の拡大が期待できる取り組みを行う団体等に対し、そのスタートアップを支援するもので、補助率3分の2、上限10万円の5団体分を想定しております。少し飛びまして202、203ページをお開きください。11款1項1目農業用施設等災害復旧費は、農地や農業用施設における災害に備え工事費や原材料費などを計上しております。

歳出は以上でございますが、224ページをお開きください。ここからは債務負担行為の関係調書ということで、長崎県に対する損失補償は、造林資金、森林整備活性化資金、林業経営維持資金、利用間伐推進資金ということで、229ページまでにかけてそれぞれ掲載をしております。また、農林漁業資金による耕地等整備元利金補給は、長与木場、長与岡北改良区の2地区分でございます。説明は以上となりますけれども、別添で主要な施策に関する説明書、15、16ページに産業振興課分の主な事業を掲載しておりますので、併せてご参照いただければと思います。以上、ご審議のほどよろしくお

願いいいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは第3表地方債畑地帯総合整備事業、示していただいた地図の内容も含めてですけれども、質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

岡地区の3地区で、よく言う畑総という形の取り組みをされるということですので、改めてこの事業の中身を詳しく教えていただきたいのと、関係する農業者がどれくらいいらっしゃるのか等々含めて詳細な説明をいただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まずこの事業に至った経緯でございますけれども、地元農家より将来の長与町のミカン生産を考えたときに、高齢化問題とか後継者問題の人問題であったり、あと農地が不整形であったり急傾斜であったり道路の未整備であったり、イノシシの問題等の農地問題がございました。これを受けて県および町、農協が平成27、28年頃より検討会等を行いまして、令和4年度につきましては国へ採択申請を行い、令和5年度に向けて採択を受理するような計画でございます。その中で基盤整備の中身につきましては、まず先ほど課長が説明したように、岡地区の満永地区の山側の姥懐地区は約5.4ヘクタール、中通の山側の穴岩地区が約2.2ヘクタール、前田川内の山側の長尾谷地区が約2.8ヘクタールの約11ヘクタールが基盤整備の区域になっております。基盤整備の中身は、まず宅地の整備と同じように農地についての今の現況をフラットにした状態での整備と、あとは今の現況を生かしてそこに農業用排水を持ってくるという2つの基盤整備の事業を行う状況でございます。あと農家の戸数につきましては、まず全体の地権者としましては32権利者がございまして、その中で地権者の中で今の計画では5耕作者および担い手の方が9耕作者でございます。全体で14の耕作者が事業完了後に耕作として入植および耕作する状況でございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

事業の総事業費はどれくらい分かかりますか。

○委員（八木亮三委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

約9億円でございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

以前、地域の人からも水の問題で相談を受けた経緯もあつたんですけども。その問題は今もう解決はされている形、恐らく解決したからこういう形で進んでいると思うんですけども、その辺はどのようになったのか。あと、その事業がされることで効果をどのように見ていらっしゃるのかですね。生産高がどれくらい上がるだとか具体的なものが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まず水の問題でございますけども、現在、県事業で事業計画をする中で、全体の河川とか水路に流れる農地部分につきましては一部分、約18%程度は基盤整備をすることによつての河川なり水路なりに流入する量でございますけども、全体から見たら川に影響がないということでは計画をしている状況です。ただ一方では、現時点でも地元の方が河川水路については災害時とか大雨時に不安がられておるといふのは重々承知している状況ですので、現地調査も含めて、全体的ではないですけども一部分の対応をしている状況でございます。また工事に入ってから何かまた要望等そこであれば、また対応するという考え方でやっていきたいと思っております。効果につきましては、最終的に工事完成後に入植者の方たちによつて、高品質のミカンを植栽するという予定でございます。まだ決定してということではないんですけども、今のところ2種類のミカンということで、コストを下げた高品質のものを植えて、単価が高い分で勝負をするというお考えということで聞き及んでおります。今後の効果につきましては、今後の予定ということでご解釈いただければと思います。

○産業振興課長（荒木隆君）

今の効果の部分での補足になりますけれども、一つは担い手の農地の集積、集約ができるということで、担い手の農家が今まで2名だったのが9名になると。シェア面積も2.9ヘクタールだったのが9.1ヘクタールに拡大できるということになるかと思っております。あと事業費と実際の売り上げというんですかね、総費用総便益比っていうのがあるんですけども、今後40年間を見たときに、経費に対してその売り上げ等々が1.26ということですから、経費を上回る効果が生まれるものと計画上では想定されております。これには作物の生産効果であつたり、先ほど課長補佐が申しました品質の向上であつたり、営農経費の削減、農業労働環境の改善、また耕作放棄地の解消といった効果

も一定見込まれるものと考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それでは歳入のページに入っていきたいと思います。戻っても構いません。まず10、11ページですね。ここは2款3項1目だけです。続いて22、23ページ、15款1項3目農業水産業県負担金。進めていきます、24、25ページ、15款2項4目農林水産業費県補助金、幾つかありました。この節の中の4つですね。その下の2節のながさき森林づくり担い手対策事業補助金ですね。質疑はありませんか。戻っても構いません。ページを進めます。28、29ページ、15款3項3目から5目でそれぞれ。3目の1節については1つだけですね。農業費委託金は2つともですかね。質疑はありませんか。戻っても構いません。ページを進めます。32、33ページ、20款3項1目貸付金元利収入ですね。ここは2つ説明がありました。では34、35ページ、20款5項1目雑入で四つ目のふれあい農園使用料と火災保険料。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

ふれあい農園の使用料についてお尋ねします。町内6カ所のふれあい農園があられるということなのですが、この現状といたしましては、今年度計画されている収入、現状はもう使用されている方の件数等は変わられてない計算でされているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

ふれあい農園の使用料につきましては、令和4年度の当初予算が48万6,000円で計画をしておりました。収入としてはそれをもう少し上回る51万4,000円で計上をさせていただいております。令和3年度の決算額が56万5,000円ということで、恐らく令和4年度の当初予算よりは上回るぐらいの収入が見込まれるかなというところで、少し上乘せしたところで計上をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

昨年よりも少し多めにということでは組まれているということなのですが、現状としてはやはりこのふれあい農園についてお尋ねしたときに、やはりすごく人気がある所とかさまざまあると思うんですけども、おおむね継続して利用されているのかなと思っていますが、そのような形なのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

ふれあい農園ですね、長与町に6カ所ございますけれども、ほとんど満員の状態でございまして、今、余裕があるのが平木場農園。立地的な条件もありまして、貸出率としましては令和3年度の決算では86%ぐらいになっていますけれども。その他のふれあい農園については、もうほとんど空きが出てもすぐに埋まるような状態になっています。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私もいろいろ質問をしているんですが、ちょっと今分かっていない面もありますので、ここの区画というか、6カ所あられて全部で何区画あって単価が幾らということでふれあい農園とって使用料をいただいているのか、そこを最後に教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

ふれあい農園の区画数といたしましては、全部で301区画ございます。区画の広さが2種類ございまして、20平米が280区画、30平米が21区画となっております。使用料につきましては20平米が年間2,000円、30平米が年間3,000円となっております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。ページを進めていきたいと思います。36、37ページ、20款5項1目雑入の一番上がありました。このページは21款1項2目農業債があります。質疑はありませんか。歳出の方にも進めていきます。歳入に戻っても構いません。歳出では70、71ページの2款2項1目の次のページがふるさと納税の関係ですね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

まず、ふるさと納税で入ってくる寄付金の見込みというか予算が、4年度は当初が1億円で補正して1億3,500万円だと思うんですが。今回、当初から1億2,500万円っていうのは、言ってみれば4年度1年分ぐらいのをもうあらかじめ1年でこのぐらいかかるといって総額で上げたのか、それとも最初から4年度よりもさらにこれから増えそうな見込みなのか、ちょっとこの当初の額を上げた考え方をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

歳入の寄付金1億2,500万円につきましては、これまでの実績に基づく判断というところでございます。まずは令和3年度の実績が約1億2,000万円、今年度当初予算

は1億円で計上しておりましたけれども、2月末時点で1億4,000万円を若干超えるぐらいの寄付がっております。これらを踏まえて1億2,500万円ということで計上をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確か今年度ですかね、4年度の多分当初予算の審査の際だったかと思うんですが、歳入に対しての経費が約66%ということで、今回歳入に対して返礼品、そして送料である通信運搬費、サイト利用料、業務委託料足すと確かにちょうど66%ぐらいなんですけど、その1個1個を見ると返礼品送料、委託料というのは大体4年度と比べて1.25倍ぐらいなんですけど、サイト利用料だけが1.4倍ぐらいになっているかなと思うんですが、単純に比例するものじゃないかもしれないんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

サイト利用料が他の項目より率が高く上がっているってということなんですけど、まず全体の4割を占めるサイトの方が来年度より利用料の体系を見直すということの通知が来ておまして、そこが実質値上げをされているような状況になりますので、サイト利用料の方が増えているという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。経費の内訳とか割合は今のとおりでと思うんですが、これそもそも総務省が経費の総額を50%以下に抑えるようにという、基本的には考え方だと思うんですね。総務大臣が先月の会見でも「超過が続けば制度から除外する」というようなこともおっしゃっているようで、全国136自治体に文書で通知したというふうな報道があったんですが、これ本町も経費がこれだけかかっているということは、この総務省が言う超過している136自治体に入っているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

今回通常計上させていただいている経費が、募集前経費と募集後経費というのがありまして、総務省で50%にというのが募集前の経費という形になりますので、長与町の募集前経費はちゃんと50%未満になっておりますので、基準に抵触しているということとはございません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと募集前、募集後というのを説明してもらっていいですか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

募集に係る50%に係るものが、返礼品等の調達に係る経費、返礼品等の送付に係る経費、広報に係る経費、決済等に係る経費、あとふるさと納税の専任の事務費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者等に係る委託料等が50%に入る経費という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確認というか、そうすると募集前経費は今の、募集後の経費はどれになるんですか、それにプラスということだと思うんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

その50%に該当しない経費で言えば、例えば寄付金に係る受領証明書の発行事務に係る費用とか、ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に関する費用とか、そこら辺が募集に係る50%に計上しなくても大丈夫な経費って形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

繰り返して申し訳ないです。66%ぐらいかかっているというのが、返礼品、通信運搬費、サイト利用料、業務委託料だと思うんですが、このうちその募集前の50%に入らないのがあるってということですか、どれかちょっともし分かりやすくなれば。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

どれがっていうわけじゃないんですが、それぞれのところで全てにおいて募集前と募集後という形で切り分けるような形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大体分かりました。本町は抵触しないということなんですが、実際にその募集前とおっしゃったこれが何%ぐらいになるのかっていうのは分かるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

現在令和5年1月の歳入に対する経費の割合を算出したところ、国の基準で今のところ43%程度の経費という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。本町は実際に該当しない、50%を超えている自治体に該当しないということなので、ちょっと伺っているのかあれなんですが、これもし制度から除外されると、本町へのふるさと納税ができなくなるだけじゃなくて、例えば本町に住んでいる人が他の自治体のふるさと納税に参加するというか、寄付するのもできなくなるんですか。もし分かればお願いします。分からなければ結構です。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

ふるさと納税が一応自治体が指定をされるような形になりますので、その自治体に対する寄付は対象外という形になるかと思うんですが、その対象外の自治体に住んでの方がされる寄付については問題はないかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後に1点だけ。これも報道でちょっと前にあったんですが、ふるさと納税が結構競争が激しくなって、寄付を受ける金額、当然経費を差し引いた分が入ってくる実際金額になると思うんですが、それに対して逆にそこに住んでいる人が他の自治体に寄付して、いわゆる寄附控除になっている方が大きくて、ふるさと納税制度を結局やっても赤字になるという自治体もあるという話を聞いたんですが。本町に住んでいる人が他の自治体に寄付した分の控除とかは税務課になるかと思うのでちょっと分からなければあれなんですが、現状そういう差し引きとかプラスマイナスどのぐらいかとかっていうのは分かるのでしょうか。分からなければ結構です。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

今、町内在住者が他の自治体に寄付された額っていうのは把握をしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めます。次に132、133ページですね。5款1項3目労働諸費18節が所管となっております。質疑はありませんか。次に134、135ページは6款1項2目、それから3目、4目含めてここは139ページまでですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

132、133ページのシルバー人材センターの補助金の件なんですけど、この予算額が増額したのは多分先ほどご説明いただいた理由かなと思うんですけど、当然補助金は法律というか、そういうのに基づいて出さないといけないものかと思うんですけど、やっぱり当然本町の雇用促進だけじゃなくて、本町の業務をいろいろと委託している部分があると思うので、やはり本町の町民の公益に資するのが重要かなと思うんですけど。シルバー人材センターの剪定ですよ、街路樹とか公園の樹木とか。これに関してこれまでも一般質問等を出しているかと思うんですけど、結構剪定がずさんだという指摘が町民からも度々やっぱり頂くんなんですけど、これに対してその剪定等の講習を受けてもらっているというふうないつもお答えがあると思うんですけど。やっぱり一度切った木というのはかなり長年元に戻らないので、切る方はもう仕事で行って切っておしまいかなと思うんですけど、そこに住んでる人からしたら目の前の毎日見る景色が変わるっていうのは非常にかかりやすいというか、それを毎日目にすることになるので、やっぱりこの剪定というのはかなり真剣にといいたいでしょうか、重要なものとして考えていただきたいなと思うんですけど。これに関してそういうクレームというか、要望が町民から結構あるということはシルバーの方に伝えてあるんでしょうか。なんかもっとより技術のある人だけに限るとか、何らか対策みたいなものっていうのはお考えはありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず補助の金額が増額した理由で1つはおっしゃられたとおり負担割合の変更というところもあるんですけど、国の補助金の基準で女性の会員数が増加した場合に、そこに対して活動費に充てるものとして加算されるものがあります。それが40万円額が増えている、これも当然両町での案分になります。そういった2点が増額の要因です。剪定の件ですけども、うちの課がこの補助金を出しているのが全体の運営に対する補助金ということで、剪定についてはそれぞれ各所管で委託料としてまた別途契約をされていると思います。年に数回、行政とシルバーとの運営についての話もさせていただきますけれども、その際にずさんだとかいう声があったということは聞いてないんですけども、やはりおっしゃられたように、研修であったり講習であったりをしっかりやっていると。それから安全面ですね、高齢者の方々ですから安全対策もしっかり取りながら

運営はしていますっていうことはお聞きをしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。最後にこの件、事務局長の人事ですね。ちょっと何年か前から気になって質疑、一般質問とさせていただいたんですが。結局多分4年度はシルバー人材センターの中での人事だけで済んだと思うんですが、その前までは基本長与か時津の退職者が事務局長になるようなふうになっていたものが、例えば来年度どうなるかとか、そういうのは分かっているのでしょうか。もし分からなければ結構です。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

人事の件についてはシルバー人材センター側で決定されるものと思っております。で、一昨年のご指摘も踏まえて、覚書だったですかね、その中でもそういった要望があれば両町で協議して推薦するというふうな内容だったかと思います。恐らくプロパーでいらっしゃる方が定年までは引き続きされるのではないかとというふうに想定しています。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

136、137ページいいでしょうか。農業振興費の中の委託料にあります有害鳥獣捕獲業務委託料と原材料費の有害鳥獣対策事業原材料費のところなんですけど、どちらもイノシシとかでアナグマの対策になるかと思います。この有害鳥獣捕獲業務委託料については、年に何回とか猟友会っていうんですかね、委託を結んだところで捕獲等をされて、決算ではどれぐらい捕獲したっていうのが毎年報告をされていると思います。改めてなんですけど、この業務委託されている、年に何回ぐらいその捕獲で契約を結んでいるのか、まず教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

有害鳥獣委託の委託期間でございますけども、年間を通して委託をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

年間を通してということだろうとは思いますが、特にそちらの委託先のこの時期にとりか、そういうようなことで、ずっとイノシシが長与町内もう民家にまで最近は下りてきて、恐らく食べ物がないとかそういう事情もあるのかなと思うんですけど。かなり前は自分で畑をしている所に下りてきて作物を食べられてしまったとか、そういう被害が今もあっていると思うんですけど、その際にワイヤーメッシュとかそういったいろんな対策をされたり、箱穴で捕獲とかいろんなことをされているんですけど、なかなかそれこそうまくいかないと言いますか、もう被害とか民家でも結構本当に普通の家の庭を荒らしたりとかいうような感じにまで下りてきているのが見受けられるんですね。そうしますと年間の契約というのは分かっているんですが、特に年間で何回はやってくださいとか、そういうようなことの取り決めってというのはないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

年間の中で特にこの時期にという取り決めはないんですけども、春と秋の時期についてはかなりイノシシが盛んに活動する時期でございますので、春と秋の時期が一番猟友会としては活動をしている時期かなと思われま。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。原材料費のところのイノシシ等の捕獲の資材の貸与というふうに説明があったかと思うんですが、この貸与というのは実際に何なのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

このイノシシ被害につきましては、当初は農業者の被害防止のためにワイヤーメッシュの補助をしていたところですけども、近年、生活環境被害とかが顕著になってきておりまして、令和4年9月1日から自治会にワイヤーメッシュを貸与できるような要綱を策定いたしまして、本年度ニュータウン自治会に関しまして、ワイヤーメッシュの貸与をさせていただきました。来年度も別の自治会から生活環境被害の相談を受けております。そこに対しましてワイヤーメッシュを貸与する方向で予算計上をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

自治会への貸与というのはちょっと私も知らなかったんですけど、その自治会への貸与というのはあくまでも相談があった場合に、こういうふうに予算計上するという形

为什么呢。もう一般的に全町的に、うちの自治会なんかでも民家に出てきたと、多分分かってらっしゃると思うんですけど、そういうのがあっていきますので、どこの地区っていうかではなくて広く周知するっていう方法は取られないのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

要綱を制定いたしまして広報ながよにも掲載をさせていただいております。その広報を見てニュータウンの自治会の方から相談がございました。貸与するのはワイヤーメッシュの資材だけになっておりまして、実際設置する際には支柱とか留めるための針金とかそのあたりも必要になってきますが、そこは自治会でご負担いただいております。また貸与後、雑草なんかが生えてきますと効果も少なくなってくるから、貸与後の維持管理、除草とかそういったことも自治会の方に義務付けをさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すいません、私が広報ながよを見損ねておりました。今ので分かったんですけど、新聞等でこれが有効なのかどうかちょっと分からないんですが、時津町はその地域の方と一緒にドングリの木を植えるっていうプロジェクトみたいのをやっているっていうのが一度掲載で見たことがあるんです。別に時津町に問い合わせたわけではないのでよく分からないんですけど、この有害鳥獣対策として捕獲するとか、入ってこさせないワイヤーメッシュとかそういう方法は取られていると思うんですが、この有害鳥獣対策について他に有効なものはなかなか簡単にはないと思うんですが、何か他に考えている計画とかいうのはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

有害鳥獣対策としまして捕獲対策はもちろん、里山林整備事業というのがございまして、山林と住宅地の間に緩衝帯を造る、やぶが住宅地裏までであるとそこを隠れて住宅地のすれすれまで近づいてくるということになりますから、緩衝帯を造ることでイノシシが近寄りやすい環境を造るというような事業がございまして。平成29年度から東高田地区で始まりまして、皆前地区や平木場地区でも里山林事業を実施しております。これは県の森林環境税を使った事業になっております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

里山の事業というのをされているというのは分かっているんですけど、そこでやっば

り一定よくいう最近はもう来なくなったとかいう地区があつたりすると、よそに来てい
るっていうのがそういったことなのかは分からないんですけど、担当課としてはそうい
う里山事業ですね、一定効果があられるというような認識をされているのかだけ最後
にお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

里山林事業をしたからイノシシが来なくなるかというやっぱりそうではなくて、ご
指摘のように他の地区に出没するということが実際起こっております。これをすると
もう大丈夫だという決定的な事業はないので、複数の事業を組み合わせまして効果
を狙っていくしかないかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

139ページの最後だけ、今農業の後継者というのは非常に問題になっているわけ
ですけど、新規就農者育成総合事業補助金が675万円付いていますね。49歳以下の
資金面の援助というふうなことでさっき説明聞いたんですけど、この辺を少し具体的
に詳細に教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

国の事業としまして現在新規就農育成総合対策という事業がございます。この中で今
回5年度予算化を予定しております経営発展支援事業および経営開始資金につきまして
は、先ほど委員がおっしゃったように新規就農の方に対しての手厚い補助でございま
す。この中でまず経営開始資金につきましては、就農時49歳以下、このときの前提条件
としましては新規就農の認定者になっておることが条件でございますし、あと事前に5
カ年計画の新規就農の計画を出していただいて、目標として300万円以上の年収を目標
として計画を立てて、それに沿って審査会を開いて認定をして、認定された新規就農
者に対してここで言う経営開始資金および経営発展支援事業というのを活用できる
という状況でございます。まず経営開始資金につきましては、月12万5,000円の12
カ月の3カ年補助が出る事業でございます。経営発展支援事業につきましては単年度
でございますけれども、最大で500万円出る事業でございます。これに対して500
万円の4分の3の375万円につきましては国および県、残りの4分の1につきましては
ご本人のご負担となっております事業でございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると、人数の制限が大体この金額だと限られているということですね。もう1人か2人というふうな計算にしかならない。大体それぐらいを目当てにしているということで理解していいですか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

この新規就農者につきましては前年度および前々年度2カ年ぐらい前からご相談等があらわれている新規就農者に対して、こういった指導をしながら補助事業を活用をということの中で今回2名の方、1名の方が対象者ということで予算化している状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

ではページを進めていきたいと思います。142、143ページ、6款2項1目林業総務費全般、6款3項1目水産振興費全般、次のページの7款1項1目商工振興費。

西田委員。

○委員（西田健委員）

144ページの1項商工費1目商工振興費ですけども、前年度より3,300万円増額されとるということで、もうちょっといろいろこの主要な施策に関する説明書には商工会関係補助金として690万円の前年度と同様と。今回のこの3,300万円増額はこういうものがあるのかというのをちょっとお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

商工振興費、144、145ページにございますけれども、一番大きな増額の要因は18節の真ん中付近にございます長与町工場等設置奨励金、これが4,000万円ほどとなっておりますので、これが大きな要因ですね。その他減という部分も一定あるというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

先ほど説明されたかと思うんですけども、この長与町工場等設置奨励金をもう1回ちょっと詳しく説明をしていただきたいんですけど、どういう制度かというのを。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

長与町工場等設置奨励条例というものがございますけれども、財産の取得および雇用の確保を行った事業所にその立地に対して奨励金を交付するものとなっております。来年度想定しておりますのは、令和3年5月に開院されました長崎北徳洲会病院となっております。その補助金の対象事業者としての指定要件が幾つかございまして、例えば公害の恐れがないですとか、指定の手続きを得ていること、あと工場等を構成する固定資産の取得額が2,500万円を超えること、それから雇用の促進という面もありますので、新たに10人以上の町内在住者を雇用することなどが要件となっております、今のところ一定要件をクリアしていると。先ほど申し上げた10人以上という点につきましては、改めてこの補助金の申請があったときに書類で確認をしていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

これはもう全然賛成なんですけれども。一応これが増額されたということは何らかの今回そういう対象というか、そういうのは少しは把握をされているのかどうか。予定があるのかどうか、それだけを。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

実際にこの補助金が、着工をする前からこういったものがあるっていう話はさせていただきまして、今回が先ほど申し上げた令和3年5月に開院をされた長崎北徳洲会病院が該当するということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のところに関連してなんですけど、私の記憶ではこの採択要件の中に土地を購入して1年以内に着工するとか何とかというのがあったんではなかったのかなあと思ったんですが。土地をいつ買われたかは私たちは知る由もないんですけども、長崎北徳洲会病院が買われたというようなちまたの噂が流れてから結構な期間放っておかれたのかなあというふうな気がしているんですね。だから、そういう条件があるのかということと、ちょっとそこら辺の確認はされているのかということのをよろしく。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

ご指摘のとおり土地の取得から1年以内に家屋等の着工という要件はございます。長崎北徳洲会が土地を買われたって何をもってそうおっしゃられているのかわかりません

けど。私どもが確認しているのは実際に土地をいつ取得したのかですね、これが平成27年ですかね。実際に保留地台帳ですとか保留地の証明書の方で確認をしております。実際の着工日についても工事着工届を提出していただくようになっていますので、こちらの方で日付を確認しまして1年以内の着工を確認しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

着工届が出されて着工届で確認したということなんですが、恐らく現地は何も触っていないと思って。27年ってえらく早く買われたなと思って。だから着工して28、29、30、31、32、令和3年か、病院を建てるのに5年も6年かかってないはずですよ。着工しているんであればですよ。紙で着工届を出されたからそれで確認して、私はこの1年というのがおかしいんじゃないかと思って言っているんですよ。もっとやっぱり土地を買われて何かをするってなればそこに準備等があるんで、ここは2年でも3年でもいいんじゃないかなという思いで質問しているんですが。ただ、無理くりこの1年というのを決めつけているものですかね、条件で。決まっているものがある以上はやっぱりそれに従って取り扱いをきちんとされているのかなと思って今お聞きをしているんですが。もうその着工しているというのは、着工届が出されて紙切れで現地を確認することもなく、着工していますねというような確認で済ませているということですかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

確認についてはですね、確認といいますか、この着工が当時の工事、家屋、建物自体ではなくてその囲いの工事ということだったんですけど、これも対象ということで工事を実際に確認もしております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

145ページ、商工会組織支援事業補助金が300万円。組織強化ということで今説明があったわけですけど、いつも何か漠然として強化の内容というのが私たちはあまり把握できないんですよ。恒例的に結局強化するためにあげましようというような感覚を持っているんですけど、具体的に何か、この事業がどういうふうなものがあるのかあればちょっとお知らせいただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

この補助金の趣旨としましては、先ほど一部ご説明しましたが組織の強化と財政基盤の強化、経営改善普及事業の徹底と会員サービスの向上に対するものというふうになっています。具体的に取り組みをされていますのが、例えば商工会で巡回指導であったりとか、経営状況の分析、事業計画の策定、補助金等の認定申請、その他、県、町関連の補助事業のサポートなどを担っていただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

4年度から企業立地促進条例というのができて、小さい飲食店とかでも1人以上を1年とか雇用したら補助金が出るとかっていうのがあったと思うんですが、ここを見ると入ってなさそうなんです。ということは、あれは多分1年以上雇用してから後から払われるものということで、それに該当しそうなのが今年度申請とかがなかったということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

問い合わせ等は何件かございましたが、申請が今のところは上がっておりません。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き審査を行います。今145ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ145ページの商工振興費の補助金なんですけど、一番下のデジタルツールを活用した情報発信事業補助金、これをもうちょっと詳しくとか説明していただければいいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

このデジタルを活用した商業振興、情報発信というのは今までもあったんですけども、それが2つございまして、1つは商工会会報誌の紙面で、配布はするんですけども、その紙面を二次元コードを読み取ってより詳細な情報としてホームページの方に誘導するような取り組みが1つ。それともう1つがスマートフォンアプリを使ってポイント付与事業ですね、いわゆるスタンプラリーなんですけど、この2つがございました。スタンプラリーの方でも一定その店舗の情報の発信とかもしてございまして、2つあるよりも一元化してより分かりやすく効果的な情報発信にしていくということが一つと、あと今まで一方的だったんですけど、今後は双方向のコミュニケーションがとれるような機

能も付加するということです。デジタルスタンプは今後も継続をしていくということですが、例えば利用状況とかアンケート機能、こういったものの掲載も検討をされて、効果の検証を行っていきたいというふうにお伺いしております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。147ページの上段までですね。商工費となっております。戻っても構いません。202、203ページ、11款1項1目ですね。ここが産業振興課となっております。あと説明では224ページから228ページまでの説明をいただきました。産業振興課の主要な施策に関する説明書の部分もありますが、全般にわたって質疑を認めます。質疑はありませんか。

それでは産業振興課の質疑をこれで終了したいと思います。

場内の時計で11時05分まで休憩いたします。

（休憩 10時52分～11時04分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第14号の件を議題といたします。ただ今より建設産業部都市計画課の所管の質疑を進めていきます。提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

皆さまこんにちは。それでは議案第14号令和5年度一般会計予算の都市計画課所管分につきましてご説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。第2表債務負担行為でございます。上から2段目の都市計画道路西高田線街路整備事業、令和6年度8,000万円を設定しております。こちらは都市計画道路西高田線街路事業における事業所の用地購入費および建物移転等に対する補償費でございます。こちらは令和5年度の契約締結から移転・解体までの2年間を期間と想定しておりまして、令和6年度の債務負担行為を設定させていただくものでございます。

続きまして予算書の9ページをお開き願います。第3表地方債でございます。上から8段目、土地区画整理事業4億80万円につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費に充当する地方債でございます。またその一つ下の街路事業9,000万円につきましては、都市計画道路西高田線の事業費に充当する地方債でございます。またその二つ下の市街地整備総合交付金事業の1,510万円のうち810万円が都市計画課所管分でありまして、高田南土地区画整理事業北部地区の町道新設整備事業、および高田南地区の公園整備事業に充当する地方債でございます。

それでは歳入歳出予算について予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

はじめに歳入からご説明いたします。20、21ページをお開き願います。14款2項4目2節都市計画費補助金のうち、説明欄1段目の活力創出基盤整備総合交付金1億円が都市計画課所管分でありまして、歳出の街路事業費として都市計画道路西高田線

の事業費に充当する国庫補助金でございます。次に3節市街地整備総合交付金のうち、説明欄1段目の町道新設改良事業費交付金400万円と2段目の公園整備事業費交付金200万円が都市計画課所管分でございます。高田南土地地区画整理事業北部地区の町道新設整備事業、および高田南区画整理地区内の公園整備事業の事業費に充当する国庫補助金でございます。続きまして、28、29ページをお開き願います。15款3項6目3節都市計画費委託金1,000円でございますが、これは都市計画法に基づく許認可事務の権限移譲等交付金でございます。続きまして34、35ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入でございますが、説明欄の上から13段目、都市計画地区図売払収入として5万円を計上しております。同じく説明欄の下から12段目、電柱等設置使用料3万3,000円のうち、1,000円が都市計画課所管分でございます。続きまして38、39ページをお開き願います。21款1項3目4節都市計画事業債のうち、説明欄の1段目と2段目が都市計画課所管分でございます。土地地区画整理事業充当起債4億80万円、街路事業充当起債9,000万円を計上しております。その次に5節市街地整備総合交付金事業債のうち、説明欄の1段目と2段目が都市計画課所管分でございます。町道新設改良事業充当起債540万円、公園整備事業充当起債270万円を計上いたしております。以上が都市計画課所管分の歳入予算でございます。都市計画課所管分の歳入予算の総計は6億495万2,000円となっております。

続きまして、歳出でございます。126、127ページをお開き願います。4款3項1目18節負担金、補助及び交付金1億3,365万円のうち、1億3,315万円が都市計画課所管分でございます。高田南土地地区画整理事業の施工地区内において、長崎市が施工いたします污水管布設工事に対する負担金を支払うものでございます。続きまして148、149ページをお開き願います。8款2項1目道路橋りょう総務費でございます。こちらにつきましては8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、いずれも経常的経費でございます。続きまして150、151ページをお開き願います。8款2項3目12節委託料のうち、説明欄1段目の町道新設測量設計委託料1,000万円が都市計画課所管分でございます。これは高田南土地地区画整理事業北部地区の町道新設整備に伴う測量設計委託料でございます。続きまして152、153ページをお開き願います。8款5項1目都市計画総務費でございます。1節報酬16万9,000円は、長与町都市計画審議会委員報酬を計上しております。次に2節給料から154、155ページの4節共済費につきましては、職員11名分の人件費を計上いたしております。続きまして8節旅費、10節需用費は経常的経費でございます。次に12節委託料200万円につきましては、長与町都市計画基本図修正業務に係る委託料を計上いたしております。次に13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。続きまして、同じページの2目土地地区画整理費でございます。18節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。27節繰出金5億5,409万4,000円は、長与町土地地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。高田南土地地区画

整理事業に係る事業費や、地域開発事業債償還金等に対する一般会計の負担分を区画特会へ繰り出すものでございます。続いて、同じページの下の段から次の156、157ページの4目街路事業費でございます。説明の順番が一部前後いたしますが、まず8節旅費、10節需用費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、街路事業に伴う経常的経費でございます。その他11節役務費、12節委託料、14節工事請負費、16節公有財産購入費、21節補償、補填及び賠償金につきましては、都市計画道路西高田線に係る事業費でございます。令和5年度につきましては、昨年度から引き続き高田踏切側から改良を主に進めてまいりたいと考えております。主な工事施工箇所としましては、高田踏切から長崎けやき医院付近の工事を予定しております。続いて、同じページの5目公園緑地管理費のうち、12節委託料の説明欄の上から3段目、設計委託料500万円が都市計画課所管分でございます。これは高田南土地区画整理事業地区内の街区公園整備に係る事業費でございます。以上が都市計画課所管分の歳出予算となります。都市計画課所管分の歳出予算の総計は9億7,654万4,000円となっております。

続いて、説明書の最後の見開きページになります。230、231ページをお開き願います。債務負担行為の支出見込等に関する調書でございますが、都市計画課所管分として上から3段目以降の2件を計上いたしております。長与町ふれあいセンター等整備事業（西彼中央土地開発公社所有用地購入費）、高田南土地区画整理事業に係る特別会計繰出金の計2件でございます。予算に関する説明書につきましては以上でございます。

最後に主要な施策に関する説明書についてご説明いたします。17、18ページをお開き願います。ページの下段に都市計画課分を記載しております。8款2項3目道路新設改良費、町道新設測量設計委託料1,000万円は、高田南土地区画整理事業北部地区の道路新設整備に伴う測量設計委託料でございます。財源の内訳といたしましては国県支出金400万円、地方債540万円、一般財源60万円となっております。次に8款5項2目土地区画整理費、高田南土地区画整理事業5億5,409万4,000円は、高田南土地区画整理事業の推進を図るための土地区画整理特別会計への繰出金でございます。財源の内訳としましては地方債4億80万円、一般財源1億5,329万4,000円となっており、補助裏相当分、事務費、地域開発事業債の償還金を含め一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。次に4目街路事業費2億7,030万5,000円は、都市計画道路西高田線の整備事業を推進するものでございます。財源の内訳としましては、国県支出金1億円、地方債9,000万円、一般財源8,030万5,000円となっております。次に、5目公園緑地管理費500万円は、高田南土地区画整理事業地区内の街区公園整備に係る事業費でございます。財源の内訳としましては、国県支出金200万円、地方債270万円、一般財源30万円となっております。以上で都市計画課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まず議案書の第2表債務負担行為、第3表地方債が都市計画課では3つあります。ここで質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

第2表の債務負担行為のところ都市計画道路西高田線の街路整備事業ということで、一定説明を受けて、そういう中身なんだというのは理解したんですけども。一つは用地買収に伴う債務負担行為ということで、5年度に契約してという話で、この5年度の契約がいつ頃になるのか、そこはどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

5年度の契約につきましては今あくまで想定なんですけども、令和5年度の用地補償費の算定を、金額を算定して決めるのが大体令和5年6月以降に額が確定します。その後契約という形にはなりますが、あくまで令和5年6月以降ということになるんですが、いつ契約するっていうことについては、今のところはっきりとはちょっとお伝えすることはできません。用地交渉の進捗にもよりますもので、できる限り令和5年度中の12月までには確実に契約というところをつかみ取りたいと思っております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

昨日の補正でもこの債務負担行為のところちょっとお伺いして、そういう事情であればこの当初予算で債務負担行為を8,000万円組む必要性があったのかなというふうなですね。5年度から支払うというふうな形になると一定必要性はあるのかなと思うんですけども、ここは6年度に支払う債務負担行為を今回提案すると。契約が終了した後でも全然問題ないんじゃないかなというふうに思いますけども、今回提案された理由としては、どういう中身なのか教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちらは令和5年度にまず契約を締結しまして、契約締結後移転先の建物の建築であったり引越したりとか、また現在の建物解体まで、これが1つの契約の中身になっており

まして、まずもって初年度につきましては、契約した分の7割の金額を前金としてお支払いします。そのあと2年かけて解体だったり移転先の建築であったり、引っ越しだったり、そういったところを令和6年度にさせていただいて、移転完了してから契約の残金をお支払いするようなスケジュールになっておりまして、その中でどうしても2年にわたることが想定されますので、令和5年、6年にわたる債務負担行為を設定させていただくものでございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっとよく分からなくなっただけですけども。この債務負担行為は令和6年度に8,000万円の負担行為を確定させるということですよ。確かに5年度中に契約して、いろいろ5年度中の支払いが多分あるのだろうと思うんですけども、その契約も5年度に入ってから今からですという話の中で、6年度の分の債務負担行為を今回上げないといけなかったっていうのが、継続性はあるというふうには理解するんですが、その契約後でも全然構わないんじゃないかなと。何かいわゆるこの負担行為を縛ってしまうというふうな、6年度の予算に。だからちょっとそこがあまり早くやり過ぎている状況にあるんじゃないかなと思うんですけども、そこも含めて改めて今回の理由をもう少し分かりやすくお願いしたいのと、8,000万円という金額はどのような中身なのか教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

先ほど申し上げましたように工期が2カ年にわたるものですから。ただ契約自体は算定をした上で契約自体は令和5年度に行うと、ただその契約するに当たっては令和6年度、先ほど残金を支払うと申し上げましたが、その残金も含めたところ一定の担保がないと初年度に契約ができないということもございますので、その契約を担保するために令和6年度の債務負担をお願いするものでございます。この8,000万円につきましては契約代金の前金を除いた残金ということで、先ほど説明したとおりの内容でございます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それでは戻っても構いません。説明書の方に進めていきたいと思います。20、21ページ、14款2項4目2節と3節にあります。次ページを進めます。28、29ページ、15款3項6目3節が都市計画課となっております。進めます。34、35ページ雑入のところですね。ここは2カ所、都市計画地図売払収入

と電柱等設置使用料があります。次に進めて38、39ページが町債ですね。町債4節、5節で都市計画課が含まれております。

歳出の方にも進めていきます。歳入に戻っても構いません。126、127ページ、4款3項1目の下水道施設事業費負担金、一部でしたかね。次に148、149ページ、8款2項1目。次のページ、8款2項3目委託料が一部あります。質疑はありませんか。次のページ、8款5項1目から2目ですね。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

154、155ページの委託料ですね。長与町都市計画基本図修正業務委託料というところなんですけども、毎年少しずつ進んでいってその基本図っていうのが変わっていくということの認識で、年に1回というような、詳しくちょっと分からないので教えていただけないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

まずもって都市計画基本図っていうものが、都市計画の図書としての総括図であったり計画図の基本となる地形図のようなものでございます。町内の地形であったり家屋であったり、道路とか公園とかそういったものについて航空写真および現地踏査を基にそれを地図化したものになります。その地形図の上に市街化区域であったり、用途地域であったり、建ぺい容積であったり、あるいは地区計画等の長与町で都市計画決定をしている、そういった都市計画の情報を重ねたものを都市計画では具備してしまして、それを都市計画図書の根拠として使ったり、あるいは窓口に来られた方に説明のものとして使ったりあるいは販売したり、そういったもので使っているものでございます。今回地形図いわゆる地図の修正はいたしません、前回修正したのが平成29年でございまして、その時から都市計画の変更を行っているものがございまして、複数ございますのでそれらの軽微な変更を修正を行いたいというふうに考えておりまして、その地図の修正とともにそれらの情報をデータ化したものを都市計画情報システムということで課内で使用しておりますので、そのデータ修正も併せたところで今回修正を行いたいというふうに考えております。これは毎年発生するものではございまして、29年からの経年の変化分の対応をしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。何か聞き慣れないというか私もよく分からなかったものですからお尋ねしたんですけども、それでは29年からされていない軽微なことも含めて、またデータ化も含めて今回計上されたという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

地図についてはそうですし、データ化したものも既に使用しているんですけども、そのデータの修正も含めて今回委託で修正を行うということになります。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。今155ページまで、8款5項1目、2目までできました。154、155ページの4目街路事業ですね。4目と156ページの公園緑地管理費12節委託料の中に一部あるということですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

主要な施策に関する説明書の中でよろしいですか。主要な施策の17、18ページ中のまずこの道路橋りょう費委託料の1,000万円で、説明を聞いておきますと、その区域内に新設道路をとということで新たに造られるということなんですが、位置的には区域内に新たに道路を造られるということによろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちらの道路新設箇所につきましては、高田の区画整理区域外に造ることになります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。区域外であるものはやっぱりこれはもう都市計画課で整備をされるんですか、土木管理課じゃなくて。この下の公園もちょっと聞こうかと思ったんですが。水道とか下水道はもう自分の所で、道路が準備できればそこに管理予定者が入っていますよね。公園も敷地が準備できれば、そこまでは区画整理で対応されるのかなと思って、できれば後の上物の整備は土木管理課がすべきじゃないのかなという感じはするんですけども。こっちの道路にしてもそこら辺は何か取り決めがあるんですか、こっちでやる、あっちでやると。出どころは一緒なんでいろいろ問題ないとは思いますが、何か決めたものがあるのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

道路、公園の新設につきましては、都市計画課の方で一定整備をするということになっております。こちら町の事務分掌で、道路の新設、公園の新設につきましては都市計画課、そういった道路施設、公園施設の維持管理とか改修については土木管理課という

形になっておりますので、今回についてはどちらとも新設という形での整理になりますので、都市計画課所管分になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ページを進めていきます。8款5項5目で終わりですね。あと債務負担行為のところも説明されました。全般的に質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。
河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

154、155ページの街路事業費の中の公有財産購入費ですね。あと街路事業に伴う補償費、先ほどの債務負担行為も一部入るのかなと思うんですが、ここの中身、内訳を説明できる範囲でお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市計画道路西高田線の用地および補償につきましては、令和5年度分につきましては、先ほど債務負担行為でありました事業所用地ですね、北陽台高校下の事業所用地の1件という形で計上いたしております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回予算計上されている中身でどういうふうに算出されているのか、算出の内容も分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず用地費についてなんですけども、こちら面積で申しますと約720平米の用地を購入する予定でおります。あと補償費ですね、こちらにつきましては事業所用地の中にあります工場の建物3棟分になっておりまして、面積としましては623平米の建物の移転補償費となっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その補償費については、土地3棟分のこの建物面積だけですか。中身というのは、それだけなんですか。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちら建物以外にも工場の中にあります機械類、そういったものの移転補償であったり、あと営業補償、そういった関連の建物以外の補償というのもございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

債務負担行為と併せて、この債務負担行為が用地費に係るのか補償費に係るのかちょっとよく分からないんですけども、営業補償等々がどれくらいなのかというのは、お聞きしても答えられますか。

○委員（八木亮三委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

その補償費の中身ですね、細分化した例えば営業補償費であったりその内訳につきましては、公表することはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると補償期間は、先ほど5年6月ぐらいから契約するというので、どれくらいの補償期間を予定されているのかお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

吉村主査。

○主査（吉村尚倫君）

営業補償につきましては約1カ月を想定しております。これにつきましては引っ越しをする移転先に、新しい建物を建てて引っ越しをする期間を想定しております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

全般にわたって質疑を受け付けたいと思います。よろしいですか。

それでは都市計画課所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時47分～13時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第14号の件を議題といたします。ただ今より建設産業部土木管理課所管についての質疑を進めていきたいと思っております。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまお疲れさまでございます。それでは議案第14号令和5年度長与町一般会計予算、土木管理課所管分につきましてご説明申し上げます。はじめに予算書の9ページをお開き願います。第3表地方債でございます。上から5段目、急傾斜地管理事業、6段目、道路橋りょう事業、7段目港湾管理事業および10段目の公園施設長寿命化事業の4項目が土木管理課所管分でございます。続きまして、一般会計予算に関する説明書により、歳入の方からご説明申し上げます。まずは14、15ページをお開き願います。12款2項1目土木費分担金でございますが、令和4年度から取り組んでおります嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策事業の今年度の地元負担金予定額となっております。続きましてページ下段の13款1項5目土木使用料1節道路橋りょう使用料でございますが、電気、電話の電柱や電線、またガス管等の道路占用料でございます。続きまして16、17ページをお開き願います。同じく2節都市計画使用料のうち、説明欄一番上の公園占用料は道路と同じく電柱、電線等の占用分でございます。2行目の中尾城公園使用料でございますが、草スキー、モノレールの使用料でございます。3行目、都市公園使用料は、2,000円のうちの1,000円が土木管理課所管分で存目計上でございます。4行目の潮井崎キャンプ場施設使用料は、キャンプ場、交流館の展示室、研修室、冷暖房、シャワー使用料でございます。次に3節住宅使用料でございますが、東高田、西高田、岡岬団地の町営住宅の現年度分の使用料の収入見込額でございます。2段下の5節町営住宅駐車場使用料でございますが、現年度分の収入見込額でございます。4節および6節の滞納繰越分につきましては、住宅使用料、駐車場使用料のそれぞれの滞納繰越の収入見込額を計上しております。18、19ページをお開き願います。13款2項3目土木手数料1節住宅手数料は、在目計上しております。次ページをお開き願います。20、21ページの14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金、説明欄1行目の安全で快適な地域社会の創造補助金は、長与中央線の舗装補修工事に充当する補助金となります。補助対象事業費の50%を計上しております。次に2行目の道路橋長寿命化による安全性の確保補助金でございますが、橋梁および道路トンネル点検業務などに充当する補助金でございます。補助対象事業費の55%を計上いたしております。次に、2節都市計画費補助金のうち、説明欄2行目の公園施設長寿命化対策支援事業費補助金が土木管理課所管分でございます。公園施設の長寿命化対策工事に充当する補助金でございます。事業費の50%を計上しております。4節住宅費補助金でございますが、全て土木管理課所管分でございます。主なものといたしましては、説明欄3行目の公営住宅等ストック総合改善事業補助金でございますが、東高田町営住宅のD、

E棟の外壁改修工事や工事監理業務などに充当する補助金となっております。次に26、27ページをお開き願います。15款2項6目土木費県補助金1節土木管理費補助金でございますが、令和4年度から取り組んでおります嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策事業の工事請負費に充当する補助金でございます。事業費の2分の1の額を計上いたしております。次に2節住宅費補助金でございますが、全て土木管理課所管分でございます。次に28、29ページをお開き願います。15款3項6目土木費委託金1節土木費委託金は在目計上でございます。同じく2節港湾費委託金でございますが、港湾施設の管理業務に伴う委託金でございます。30、31ページをお開き願います。17款1項4目土木費寄附金でございますが在目計上をしております。次に34、35ページをお開き願います。20款5項1目雑入1節雑入につきまして、上から8行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料でございますが、341万円のうち57万6,000円、その2行下の各種施設電話使用料につきましては4,000円のうち1,000円、下から3行目の町営住宅光インターネット装置設置料、その下の行、下から2行目、境界立会他証明書等交付手数料1万3,000円のうち、1万2,000円の計4項目が土木管理課所管分として計上いたしております。次に36、37ページをお開き願います。21款1項3目土木債1節急傾斜地管理事業債につきましては、急傾斜地の対策工事や維持工事の町単独負担額の100%、その下2節道路橋りょう事業債につきましては、舗装工事などの町単独負担額の90%、3節港湾管理事業債につきましては、県施工の長与港緊急自然災害防止対策事業の地元負担金の100%をそれぞれ計上いたしております。次に38、39ページの4節都市計画事業債のうち、説明欄一番下の公園施設長寿命化事業充当起債が土木管理課所管分となっております。公園施設長寿命化対策工事の町負担額の90%を計上しております。以上が歳入の部でございます。

続きまして、歳出の部でございます。146、147ページをお開き願います。8款1項土木管理費は、全て土木管理課所管分でございます。1目土木総務費1節報酬から4節共済費につきましては、部長を含め土木管理課職員総数10名分および会計年度任用職員1名の人件費でございます。146、147ページ、下段の8節旅費、148、149ページ上段の10節需用費につきましては経常的経費でございます。12節委託料につきましては、道路台帳作成整備委託を含みます各種委託業務でございます。13節使用料及び賃借料につきましては経常的経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、県事業の国道207号道路改良事業に伴います地元負担金の他、各種協会の負担金でございます。次に2目急傾斜地管理費12節委託料の主なものとしたしましては、のり面の維持に関します除草および調査の委託料でございます。14節工事請負費につきましては、令和4年度より取り組んでおります嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策工事、および道路のり面の補修工事費になります。続きまして、148、149ページ下段から150、151ページ上段までの8款2項2目道路維持費の10節需用費につきましては経常的経費でございます。150、151ページをお開き願

ます。12節委託料につきましては、通常業務として町道等の維持補修作業員の業務委託や、街路樹の剪定や除草委託を予定いたしております。13節使用料及び賃借料は経常的経費でございます。14節工事請負費につきましては通常の維持補修工事の他、長与中央線および吉無田女ノ都線の舗装補修工事や町道嬉里線の側溝整備工事などを予定いたしております。次に15節原材料費でございますが、道路維持補修に伴う経常的経費でございます。同じく3目道路新設改良費でございますが、8節旅費、10節需用費、12節委託料のうち、説明欄下の行の町道改良測量設計委託料、および14節工事請負費および21節補償、補填及び賠償金が土木管理課所管分となります。主なものといたしましては、14節工事請負費は町道本川内佐敷線の道路改築工事を予定いたしております。21節補償、補填及び賠償金でございますが、本川内佐敷線道路改良工事に伴います電柱等移転補償費でございます。次に4目橋りょう維持費12節委託料でございますが、橋梁定期点検業務および道路トンネル点検業務を予定いたしております。続きまして、8款3項河川費および次ページの4項港湾費でございますが、全て土木管理課所管分でございます。3項河川費1目河川総務費のうち、8節旅費、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料は経常的経費でございます。152、153ページをお開き願います。12節委託料でございますが、斉藤地区排水ポンプ保守点検や河川除草費用などがございます。また平木場郷辻地区の河川伐採を予定いたしております。14節工事請負費につきましては、通常の維持補修工事分の他、準用河川嬉里谷川護岸補修工事および準用河川山田川護岸補修工事を予定いたしております。15節原材料費は経常的経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は協会負担金でございます。8款4項1目港湾整備費のうち、8節旅費、10節需用費につきましては経常的経費でございます。12節委託料は長与港港湾施設管理業務等委託料になります。14節工事請負費は長与港西側埋立地コンクリート舗装補修工事を予定いたしております。18節負担金、補助及び交付金につきましては、金比羅橋下、野積場および下岡の防災工事に伴う県事業地元負担金の他、協会負担金でございます。続きまして、156、157ページをお開き願います。8款5項5目公園緑地管理費1節報酬から4節共済費、および8節旅費のうち下段の会計年度任用職員通勤手当につきましては、公園施設長、作業員および作業補助員の3名分を計上いたしております。8節旅費のうち普通旅費、11節役務費につきましては経常的経費でございます。10節需用費につきましては水道、下水道、電気、ガスなどの使用料などの経常的経費の他、花の苗配布事業のための花の苗代などがございます。同じく12節委託料でございますが、説明欄3行目の設計委託料以外が土木管理課所管でございます。主なものは説明欄1行目の各公園のトイレ清掃でございます公園清掃管理委託料、説明欄6行目の中尾城公園や潮井崎交流館の施設管理など、公園施設管理委託料を予定いたしております。その他に公園警備や剪定業務、公園遊具点検業務などの委託料がございます。次に156、157ページ下段から158、159ページ上段の13節使用料及び賃借料につきましては、借地公園の賃借料の他、

AEDや潮井崎交流館敷きマット、券売機などの賃借料でございます。14節工事請負費は、通常の維持工事の他、天満宮公園の遊具更新工事を予定いたしております。15節原材料費は経常的経費でございます。17節備品購入費は、充電式ヘッジトリマーおよび草刈り機の購入を予定いたしております。18節負担金、補助及び交付金は、公園関係の協会費等の負担金でございます。8款6項住宅費は全て土木管理課所管分です。主なものとしたしましては、1目公園住宅管理費の8節旅費から11節役務費までは経常的経費でございます。12節委託料は、町営住宅植栽剪定委託料など維持管理に係る委託や、東高田町営住宅D、E棟の長寿命化工事の監理監督業務および東高田町営住宅F、G等の長寿命化工事設計業務などがございます。13節使用料及び賃借料は経常的経費でございます。14節工事請負費の主なものとしたしましては、東高田町営住宅D、E棟の長寿命化工事を予定いたしております。160、161ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金は住宅関係の会費等でございます。続きまして、2目安全・安心住まいづくり支援事業費12節委託料は、耐震診断委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、耐震診断やアスベスト診断の補助金でございます。続きまして、3目建築費18節負担金、補助及び交付金は、住宅性能向上リフォーム支援補助金10件分と、親子でスマイル住宅支援補助金4件分でございます。4目空き家対策費1節報酬および8節旅費は、空家等対策協議会委員の報酬などになります。同じく18節負担金、補助及び交付金は、老朽危険家屋等の除却を支援する補助金でございます。補助額は補助金の交付の対象となる経費の2分の1の額、上限を50万円としており2件分を計上いたしております。次に204、205ページをお開き願います。11款2項公共土木施設災害復旧費は全て土木管理課所管分でございます。1目道路等災害復旧費8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まで、災害復旧に関する予算を計上いたしております。14節工事請負費は、災害に対して早急に対応するための予算を計上いたしております。なお、主要な施策の成果に関する説明書の17、18ページに主要な施策、26ページに特別職・非常勤職員報酬一覧、36ページに補助金・負担金一覧、42ページに長期継続契約予定一覧の土木管理課所管分が掲載されておりますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。以上で土木管理課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まず議案書の9ページ、第3表地方債4件が説明されました。ここで質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。それでは説明書に入ります。歳入のページからいきます。まずは14、15ページですね。12款2項1目土木費分担金、そのページの一番下の13款1項5目の土木使用料は次のページに続きます。質疑はありませんか。ページを進めていきます。戻っても構いません。18、19ページ、13款2項3目。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

16、17ページの13款1項5目2節の潮井崎キャンプ場施設使用料なのですが、こちら使用料だけじゃなく、キャンプサイトだけじゃなくて、管理棟とか何かちょっとそういうのも入っていると伺ったんですが、キャンプ利用自体に限っては、これは何人分の利用があるという計算なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

潮井崎キャンプ場の施設使用料につきましては、キャンプ場の使用料としまして800組の想定として計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと条例の審査時の資料を持ち合わせてないんですが、あの時ご説明あったかもしれないんですが、現状、大体年間何人ぐらいが利用、ここ何年かとかの平均でもいいんですけど、いらっしゃるのかっていうのをまず伺います。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

潮井崎キャンプ場につきましては、令和2年度からコロナの影響もありまして一時的に受け入れを中止したりですとか、あと令和2年度の途中からは受け入れ組数の制限とこのをかけさせていただいております。現状としましては最大組数として受け入れ組数として8組、もしくは使用人数が40名を超える、このどちらかを超えた場合にはもう受け付けを中止させていただくという対応を取っておりまして、今年度の組数の実績としましては大体1,000組弱ぐらいの実績という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

5年度の使用料は800組ですね。そうすると1,000組から800組っていうのは、有料化等で減るといような何か算定なんでしょうか。根拠をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現時点での想定としまして大体土日に1日当たり6組の想定というのをしております、それが土曜日と日曜日で2日間、これが51週ということで600組程度の予想ということでさせていただいております。平日につきましては1日1組の想定で週休日が

1日ございますので4日間、これの51週ということで200組ほど、足し合わせまして800組程度の利用になるのではないかとということで計上をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の方になるんですけど、キャンプ場を有料化するに当たって何らか設備というか、もう少し充実させるというような話があったかなと思うんですが、それは5年度の予算にどっかに入っているのか、もし入っているとしたらどういうことをする予定かというのがあればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現時点での取り組みですね。令和4年度中にできることについては令和4年度で取り組みたいというふうに考えておまして、キャンプ広場の一部の区画につきましては砂が流れてしまっておりまして、石が表面に出てきている、器具が刺さらないというようなご意見等がございましたので、この辺りについてやり替えといいますか、一度掘り起こして土等を入れて利用をしやすいような環境整備というところをしております。また区割りにつきましても区画の区割りが明確になるように、新しく分かるような形のマーカーといいますか、そういったものを設置するように考えております。またあとソフト面としましては、現状取り組んでいる内容としまして、電子申請で受け付けができないかというところで所管課とも調整をしております。5年度につきましては、現時点では予算の計上というのはしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。今20、21ページまで進もうとしています。20、21ページ、14款2項4目、戻っても構いません。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっとお聞きしたいんですけども、昨日の補正の中で執行の予定なしとかいうことで、そういう土木管理課の説明があったんですけど、それで全部減額されているんですけども、そこら辺は今回の5年度に全部網羅されるのかどうか、どれというのはもう結構なんで、それが今回の5年度に入っているかどうかというのを確認します。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今年度もう執行の予定がない分につきまして補正予算で減額をさせていただいており

まして、これは何かというと、年度末までそのまま事業を進めていった中で残った予算を不用額で落とすっていうのを極力抑える目的でそういうふうにしております。ですので、事業執行がないので例えば特定の科目で例えば数字も落とさせてもらいますっていうふうな、そう言ったからといってその分を次年度に積み残すっていうことではございません。ですので、今回お諮りする予算につきましては、来年度私どもとして進めたい事業につきまして精査したところで予算として上げさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めていきます。26、27ページ、15款2項6目土木費県補助金、ページを進めます。28、29ページ、15款3項6目。次に30、31ページは17款1項4目ですね。これは存目計上ですね。続きます34、35ページは20款5項1目の雑入ですね。ここは3件ありました。次のページ36、37ページ、町債です。21款1項3目土木債が次のページも含めて4つですね。質疑はありませんか。

では歳出の方にもページを進めます。146から149ページ、8款1項1目土木総務費から次のページの2目急傾斜地とそのページ一番下の8款2項2目道路維持費、次のページまで渡って8款2項3目と4目ですね。次も続きます、河川費、とりあえずそこまで質疑はありませんか。それでは150、151ページの次の河川費。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

153ページの8款3項1目河川総務費の14節ですね。さっき河川補修工事費で嬉里谷の護岸というのはこちらでしたですかね。ここちょっと内容を伺いたいんですが、嬉里谷の自治会の方からちょっとその嬉里谷を通っている川のそういう護岸の何か改修の要望が去年の後半ぐらいにあったと聞いてまして、そのときの町の回答としては、何か特に問題ないというか、その工事をしますみたいな回答じゃなかったみたいなことを聞いたんですが。今回この補修工事を行うのはその自治会の方が言った所なのか、全く別というかその関連とかがあれば伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

確かに委員がおっしゃられるその要望箇所まさにその場所でございます、ちょっと手元にその回答がないんで詳細どういう言い回しをしたかというのは、すいません私も覚えていない部分があるんですが、全くしないというような回答はしてないのかなど。現状を見てちょっと崩れているのは間違いないよねっていうことで、うちとしても今回予算に上げさせていただいて、まさにその箇所をする分の予算計上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ここについては分かりました。1ページ戻るんですが、道路の方で8款2項3目14節と21節もですかね、先ほど町道改良舗装工事費が本川内と佐敷とおっしゃいましたですかね。ここは具体的にもうちょっと場所と内容といいましょうか、少し詳細を頂ければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

場所といたしましては、JR本川内駅から長与ダムの方に上っていただくとちょっと跨線橋がございます。どっちがアクセスがいいのかっていうのはあるんですけど、跨線橋とちょうどぶつかる四差路がございます、その四差路からダムの方に上っていく所、その起点部分を今回改良したいなというふうに考えております。当然、中に21節でも予算を上げさせていただいているんですけど、その中に移転をする必要がある電柱とかもございますので、こういった形で予算を計上させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

町道補修とかっていうのはもちろん必要ですしいいんですが、ちょうどこれもさっきの嬉里谷の自治会の方から、嬉里谷の集落センターからちょっと上っていく所の道路がひび割れとか、あと非常に狭くてすれ違えないということで、それも多分河川のことと同じ時に要望があったと思うんですね。その時に何か優先順位的に低いというようなことや、もし広げるとしたらいわゆる補償とかも要るっていうことで結果的には難しいというような回答だったみたいなんですが。そういう優先度とか、例えば通学路が優先とか何らかそういう優先度とかについての考え方を少しお聞かせいただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

こちらの今回上げさせていただいている路線につきましては、正確に何年前からっていうふうなのはちょっと私も覚えてはないんですが、もう結構以前からできる範囲で拡幅してきた区間ではあるんですよ。そういった意味で地元との約束事が相当昔からできておりまして、その中でもこちらでもできる範囲で対応してきたところがありまして、当然その何十年に渡って待っていただいているっていうか、付き合っていたいただいているところがございます。ここ3、4年ぐらい手を付けることができなかつた所もございますので、これで完成ではないんですが、今回もう3年、4年地元を待たせている部分

もあるので、今回できる範囲でまた手を付けさせていただくというふうな思いでございます。ですので当然その優先順位どうこう確かであろうかと思えますけど、そういった意味で申しますと、もうこちらの方はそういった意味でも同じような要望を受けさせていただく中でも、かなり以前からのやりとりをさせていただいているというふうなことでご了解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと予算のことじゃないのであんまり言いづらいんですが、さっきの嬉里谷とかそういうその他もですけど、要望が出たらもちろん現場を確認されて必要性等で判断しているということよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。ではページを進めます。153ページまで行きましたね。156、157、158、159ページまで行きましょうか。159ページの上段まで。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

159ページの券売機借上料21万2,000円ですけども、この券売機で売る券の売上高はどのくらいあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

八木委員のご質問で、先ほど令和5年度に新しく潮井崎キャンプ場関係で予算化されてないかというところについてのご質問に申し訳ございません、失念しておりまして、その券売機が新しく計上しているものになります。こちらの券売機は潮井崎キャンプ場での利用者に対しての使用料を納入していただくための一つの方法という形になっておりまして、歳入の16、17ページ、13款1項5目土木使用料2節都市計画使用料、説明欄の一番下段にございます潮井崎キャンプ場施設使用料、こちらの歳入を受けるための券売機という形になります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら今度設置をするということですか、今度から。長期契約を見ますと年間26

万円ちょっと超えるんですけども、これは中尾城公園ではないですね。分かりました。そしたらこの券売機で売り上げる券、何で聞くかといえは券売機まで置いて売るのが、そんなたくさん来られるのかなとちょっと思ったものですから。もし21万円も幾らも年間払って売る券がもう僅かであればもう手売りでできないのかなと、ちょっとそこまですていきたかったんですが。やっぱり券売機を置いていないとどうもさばき切れないうらい予定をしているわけですね、そしたら。そこをちょっとお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

潮井崎キャンプ場自体、管理人がいらっしやらない時間帯等も当然ございますので、そういうセキュリティの面も含めまして券売機の導入ということを決めさせていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

同じページの158、159ページの14節工事請負費の中の長寿命化対策工事費、これが天満宮公園の分だと思うんですけども、具体的に結構2,300万円という金額ですので、どのような工事を想定されているのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現状、天満宮公園の遊具の数というのが6基ございまして、そのうち3基につきましては今回の遊具点検の結果、使用禁止にすべきレベルということになりましたので、使用禁止という措置を取らせていただいております。この3基に合わせて残りの3基につきましても劣化が見られるということで、この6基全てを更新をかけるということで考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

恐らく遊具だというのは分かっていたんですが、あまりにもちょっと天満宮公園大きいので、最近すいません行ってないので、どのような遊具があったかちょっと覚えていないんですが、その3基がもう使用が今ちょっと厳しいという状況と、残りの3基ももう経年劣化といいますか、それで6基全てをとということで、具体的にはどういった遊具なのか教えてもらっていいですか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

天満宮公園のアスレチック広場なんですけれども、こちら通路にも遊具を設置しているような形になっておりまして、現在の基準上は安全領域というものが満たせないようなものになっておりますので、6基ある遊具を集約をしまして、トイレの周辺辺りがちょっと平場がございますので、こちらの方に集約した遊具を設置できないかということで現在検討しております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

以前、今6基ある分のときと今の安全基準が違って割とこう大きく、なんでしょね。自分の地元もしていただいたのでちょっと基準が変わってというのは分かるんですけど、今6基あった中で具体的には例えば前お伺いしたのがブランコだったらブランコとか、そういう滑り台なら滑り台というような形での更新。私も前集約して例えばそれを複合遊具とかにしたらどうなんだろうかっていうことをお尋ねしたら、この長寿命化の交付金には当たらないということだったので、当たらないというんですか、何といたしますか。リニューアルとかするなら例えばその2つ、3つあったものを集約して1つになったとしても新しくあって住民の方も喜んだりというか、お子さんたちを遊ばせやすくなるかそういった意味合いもあるのかなと思ってお尋ねしたんですが、基本的な考え方としたら例えばブランコだったらブランコ、もちろん最新のものだったりして以前あったものとは変わりますよね。変わるというような認識はあるんですけど、今のところでいったらその6基の更新をかけるという段階で具体的にどういったものにするっていうか、それはないんでしょうか。例えば私が今言いました、すいません、現状見てないんで分からないんですけど、そのブランコだったり滑り台だったりっていうものの同じようなものの更新、新しいものとかそういう、現状ではもちろんこれ予算だからこれをしますっていうのは言えないところもあるのかなと思うんですけど、想定として計画というのは特にないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

集約化等につきましては、特に今回の事例で言いますと6基をそのまま設置する場所というのがございませぬので、もうある程度やむを得ない事情という形になります。今年度長寿命化計画の見直しを行っておりますので、この中で基本的にそれらの分については、現状使っているその機能面とちょっと違うものについても集約化を行うということで別の複合遊具等に置き替えるという考え方ができるようですので、その考え方に基いて実施をしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

以前はもう少しそういうふうには柔軟に対応できればいいのによってちょっと私自身も思ったんですよ。ってというのがやっぱり住民の方に見れば同じ遊具がだめというわけではないけれども、そういう場所とかを置く安全性等も含めて6基あったのが6基置けない現状にあるということであれば、何か複合遊具とかもし使えるんだったらそっちの方が皆さん公園の何かリニューアル感がすごくあると思いますし、やっぱり公園だからたくさんの人に遊びに来てほしいと思うので。今の回答なら分かりましたのでぜひ取り組んでいただければと思います。答弁は結構です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほどの券売機なんですけど、私ちょっと勘違いしていて、この券売機でそもそも何のための券を売るんですか。何をするための券を売られるのか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

潮井崎キャンプ場での有料施設、こちらが4月1日からはキャンプ広場の利用にしましてキャンプとデイキャンプの利用が2つございます。これと潮井崎交流館の中の展示ホールと研修室、和室がございまして、4つの施設に関しての使用に関して料金を払っていただいて券売機で券を発行して利用していただくということになります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほどの説明の中で無人の場合もありますからと言われていたんですけど、これはもう券を買わないと中に入れないような仕組みができていますか。それとも券を買わなくてももう入れれば意味ないですもんね。無人のときは券を買わないと中の有料の区域に入れないような何か造りにされているんですか。そこら辺どうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

券売機自体は潮井崎交流館の中に設置をしますんで、当然施設を利用される場合、キャンプを利用される場合等につきましては、注意事項等を管理人から説明をさせていただいて利用していただく形になりますので、基本的には開館時間内での受付およびその券売機による発券という形になります。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

先ほどの無人の場合がありますということで、無人の場合は確認のしようがないんじゃないかっていうようなご質問だと思います。先ほど申し上げた無人の場合っていうのは、要は交流館の中に例えば手渡しで券を渡す、券でもいいですけど、お金をいただいて金庫に保管するというのであれば、外で管理人も作業をしていることがあるのでお金の管理上問題があるので、そういう人が居ない場合もあるので券売機であればその券売機の中にお金が収まって防犯上いいよね、だから無人でもその支払いができて保管もできますよねっていう意味合いでの無人ということで申し上げました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あと1点、その下の公園整備工事費1,000万円、これは先ほど説明されたかと思うんですが改めてもう1回どこをどんなふうな工事をされるのか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

公園整備工事につきましては、毎年定例で頂いている予算というところになります。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

159ページの町営住宅の補修工事で4,300万円ですね。これ東高田のD棟と言われたけどこの内容と、今後計画がまだずっと、あそこが6棟ありますか、その計画があるのかどうかということ。委員長のお許しをいただきましたので、161ページの老朽危険空家等除却支援事業補助金、これは上限が50万円で2分の1の補助ということですけど、今差し当たってこちらで確認している件数はどれぐらいあるのかなと、この2点をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

まず町営住宅長寿命化の工事につきましてはですけども、現在長寿命化計画に基づきまして町内の3団地につきまして順次、長寿命化の工事をやっております。現在、4年度につきましては、東高田の長寿命化の工事を始めておりまして、東高田のB棟、C棟の外壁の長寿命化の工事を行っております。続きまして5年度につきましてもD棟、E棟の工事を予定しております。またさらにその次になりますとF棟、G棟の同じく長寿命

化の工事を予定しております。老朽危険空家等除却支援事業補助金につきましては、危険な空き家につきましてその所有者が除却をするために補助を。なかなか本人の資金だけでは除却をするのが難しいということであれば、その分の補助を町で行うということにする事業であるんですけども、今年度につきましても何件かご相談は頂いてはいるんですけども、なかなかその基準というものも設けておりますが、その基準はちょっと満たしていないような状況であれば補助というのが難しいということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

危険な空き家として何世帯あると把握しているのかという主旨のご質問だったかと思うんですけども、令和3年度に行いました空き家の調査でA B C Dランクと付けたんですけども、一定危険であるというものをCランク、Dランクというふうに考えますと、一応うちの方ではその時点では27件ほどCとDランクに該当したものがあったというふうに認識しております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今の関連で私もちょっと質問があるんですけども。この空き家対策っていうのは長与町も人口減少どんどんしていくと、今後ますますまた空き家が増えていくというのはもう確かなんで、私はもっとこの空き家対策というのを考えて事業をもっと考えてほしいと思っているんですけども。この上にある空家等対策協議会というのはどういう協議会で、どういう方がどういう協議をされているのかというのを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山田主査。

○主査（山田傑君）

委員の一覧を今持ってきていないので、どういった役割というところをまず話をさせていただきたいと思うんですけども、まず組織されたのが令和3年度でございまして、こちらについては空家対策計画の策定につきましてご承認をいただいたというところで。また、今後につきましては、この空き家については特定空家に指定をするべきじゃないかというようなものがあつた場合は、そちらの方に諮りまして特定空家に認定をしていただくというような形でのそういったことをしていただく委員会でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もうこれは要望ですけども回答は要らないんですけども、要はこの空き家対策につい

ては町としてもっと真剣に考えて今後の対策をしてほしいと要望です。お願いします。
以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとどの項目に当たるのかあれなんです、去年の6月に安藤議員が一般質問でふるさと自然の道の看板類のことをおっしゃっていたと思うんですが、その時確か土木管理課の方でお答えになられて4年度に100万円の予算を何か計上しているという話でしたが、もうそれでそういうふるさと自然の道の看板類は整備とか修繕が完了するのか、5年度も何か予定があるのか、今回予算の審査ですが、もし今年度やったことがあればそれも含めて教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今年度は損傷しておりました看板の撤去、あと案内、道標につきましては、扇塚公園から琴ノ尾岳に上るルートにある分の取り替えをするように進めております。当然来年度、令和5年度につきましてでございますが、先ほど浦川委員から1,000万円、公園施設工事費のこの中で200万円ほどこちらの道標の設置とか、その辺で活用させていただきたいなっていうふうに考えております。あと当然、実際、数が数なもんですから、来年度だけじゃなくて令和6年度も引き続き続けていきたいというふうに考えておるところです。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。一応歳出の204、205ページまで行きましょうか。あと主要な施策に関する説明書もあるんで、それも全般含めて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

では質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。
河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほどの同僚委員の質疑で私もちょっと券売機のことでお伺いしたいんですけど、先ほど八木委員の質問に対してソフト面では電子申請もというふうな話をされていましたがね。券売機があるということで、そもそも私はこのキャンプ場というのは先に予約してというふうな、予約した人がこの券売機で買うわけですか、そういう仕組みなんですか、そういうふうな考えてよろしいですか。

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

委員おっしゃるとおりになります。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

分かりました。何かちょっと手間ですね、予約して、予約したけどまたそこで料金を、料金を徴収するというのでその券売機を設置しているわけですね、分かりました。それとまた別の件で町営住宅の補修工事が出ました。今度D、E棟が令和5年度予算で整備をされるということで、これはいつからの予定をされているのか回答が頂ければと思うんですけども。先ほど説明がありましたようにB、C棟が今工事をされていて、その方から、結局、壁の塗装だとかするんで窓を開けないでくださいとか、手すりは今塗ってあるので触らないでくださいっていうのが、その連絡が前日に来たりするというわけですね。そういう中で予定で居なかったりするとそういう事情が、チラシか何か入れてらっしゃると思うんですけども、対応がちょっと慌ててしまうということなんで、その辺ぜひ現場の人なんかにもそういうのを周知していただければなと思うんで。だからD、E棟に限っていつからするのか、そういうのも含めてぜひ調整していただきたいなと思うんですけども、答弁があればお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

例年外壁の改修工事を秋頃行っているんですけども、それにつきましては5年度につきましても同じような時期ということで考えております。先ほどの住民への周知につきましては、さらに業者の方に早めに周知を行って住民にご迷惑をおかけしないようにしたいと考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

古園地区の急傾斜ですけども、今年3,500万円予算が上がっておりますけども、これは完成年度はいつぐらいになるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

古園地区の工事につきましては5年度、6年度、7年度の3カ年で予定をしております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

さっきしとけばよかったんですが、153ページの港湾整備工事費、これは西側の埋め立てのコンクリート工事というふうなさっき話だったんですけど、この辺はものすごい塩害が強い所で地域の方から非常に苦情が多いと思うんですよ、これは工事としてはどういうふうな工事なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

港湾整備工事につきましては、今年度も計上させていただいております。内容としましては長与港の西側埋立地になるんですけども、現状施工延長20メートルほどでコンクリートが沈下しているような所がございますので、これをいったん剥ぎ取って再度やり替えをするというところで考えていたんですけども、劣化というのが思った以上にございまして、全面的にやり直しを今年度と来年度で2カ年でやりたいということで、残りの60メートルほどを来年度実施をしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

ではこれで土木管理課についての質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

本日の日程は以上で終了いたします。明日も9時半から委員会を再開いたします。今日はお疲れさまでした。

（閉会 14時21分）